



子育てについて

障害のある子ども

1 手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

対 象 視覚や聴覚、肢体不自由、音声・言語機能、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障害のある児童

療育手帳

知的障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

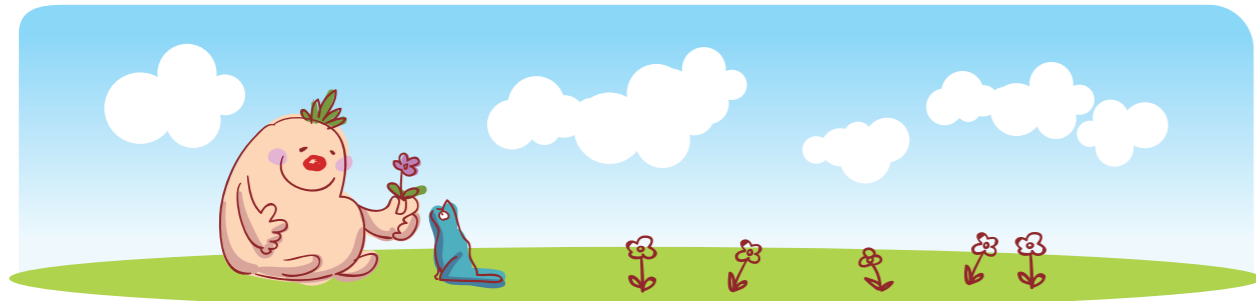
対 象 長崎子ども・女性・障害者支援センターにおいて知的障害があると判定された児童

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある児童が各種サービスを受けやすくするために手帳を交付しています。

対 象 長崎子ども・女性・障害者支援センターにおいて精神障害があると判定された児童

手続き 各地域センター **問い合わせ** 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141



2 手当や医療費

障害児福祉手当

対 象 在宅の20歳未満で重度の障害のある児童に手当を支給します。

支給額 月額14,880円

手続き 各地域センター

問い合わせ 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141

特別児童扶養手当

対 象 身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を監護、養育している父母又は養育者に手当を支給しています。

支給額 月額：1級（重度）52,500円、2級（中度）34,970円

手続き 各地域センター

問い合わせ 子育て支援課・育成係 ☎829-1270

心身障害者福祉医療費

対 象 身体障害者手帳1～3級、又は療育手帳A1、A2、B1、精神障害者保健福祉手帳1級の方が保険診療を受けたとき、その医療費の一部を公費で負担します。（子ども福祉医療（P.8）の対象者は除く。）

支給額 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級（通院医療のみ）、医療取扱機関ごとに一部負担金の額から1日につき800円（1か月につき、1,600円を限度）を差し引いた額。ただし、薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額

※身体障害者手帳3級及び療育手帳B1

医療取扱機関ごとに一部負担金の額から1日につき800円（1か月につき1,600円を限度）を差し引いた額の2分の1。ただし、薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額の2分の1

手続き 各地域センター **問い合わせ** 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141

自立支援医療（育成医療）給付

対 象 身体に障害のある児童に対し、早い時期に治療し、将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療を給付する制度で、指定医療機関において治療が受けられ、その医療費の一部を公費で負担します。

支給額 所得に応じて異なります。 **手続き** 各地域センター ☎P45 **問い合わせ** 子ども健康課 ☎829-1255

3 生活の支援

障害により日常生活が制限される方を支援するため、次のようなサービスがあります。また、利用にあたっては、事前に申請手続きが必要です。

費用 原則1割の利用者負担や食費などの実費負担があります。

ホームヘルパーの利用

障害のために日常生活を営むのに著しく支障がある児童が、食事や入浴の介助、社会参加のため外出介助などのサービスを利用できます。

問い合わせ 障害福祉課・支援係 ☎829-1141

ショートステイの利用

障害児を介護しているご家族が冠婚葬祭や疾病等の理由により介護できない場合に、施設への短期入所（宿泊・日中預かり含む）が利用できます。

問い合わせ 障害福祉課・支援係 ☎829-1141

障害児通所支援

障害児が利用できるサービスとして、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等があります。

問い合わせ 障害福祉課・支援係 ☎829-1141

タイムケアの利用

障害のある小学生～高校生を対象として、放課後や長期休暇時の活動の場を提供し、社会適応訓練などを行います。

問い合わせ 障害福祉課・支援係 ☎829-1141

交通費助成事業

●福祉タクシー

対 象 市内にお住まいの在宅の方で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1、2級で常時車いす使用者
- ②療育手帳A1、A2所持者
- ③視覚障害1級で世帯全員が所得税非課税で各種条件に該当する方

助成内容 500円相当のタクシー利用券48枚を交付（リフト付タクシー利用可能）

●バス、電車、タクシー、ガソリン、船舶

対 象 身体障害者手帳1～3級、及び4～6級で70歳以上の方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

助成内容 年間3,000円（中学生以上5,000円）相当のICカードへの助成、利用券などの交付

問い合わせ 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141

補装具の交付・修理

義足、車いす、補聴器等により身体的な不自由を補う必要がある時に、その交付や修理にかかる費用の一部を補助しています。（原則1割負担）

対 象 身体障害者手帳保持者、障害者総合支援法の対象疾病患者（361疾病）

手続き 各地域センター

問い合わせ 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141

日常生活用具の給付

特殊寝台や入浴補助用具、ストマ装具などの日常生活用具を給付しています。（原則1割負担）

対 象 身体障害者手帳保持者、障害者総合支援法の対象疾病患者（361疾病）

手続き 各地域センター

問い合わせ 障害福祉課・福祉係 ☎829-1141

発達障害児への支援

発達障害児・者のために関係機関と連携し、発達障害に対する課題等を把握するとともに、講演会開催やパンフレット配布など発達障害に対する啓発活動を実施しています。

問い合わせ 障害福祉課・総務企画係 ☎829-1141